

第4回岡山県最低賃金専門部会議事録

- | | | | |
|-------|--------------------------------|-------------------------------|--|
| 1 日 時 | 令和8年8月5日（水曜日）午後1時05分～ | | |
| 2 場 所 | 岡山市北区桑田町1－36
岡山地方合同庁舎 3階会議室 | | |
| 3 出席者 | 公益代表委員 | 片 山 裕 之
西 田 和 弘
長谷川 珠 子 | |
| | 労働者代表委員 | 櫻 井 正 巳
高 山 伸 男
村 上 達 哉 | |
| | 使用者代表委員 | 石 黒 和 之
鶴 海 元
西 谷 治 朗 | |
| | 事務局 労働基準部長 | 佐 藤 明 士 | |
| | 賃 金 室 長 | 宮 本 洋 子 | |
| | 賃 金 指 導 官 | 森 井 顕 二 | |
| | 労災補償監察官 | 木 村 弘 之 | |
| | 監 察 監 督 官 | 金 武 邦 洋 | |

4 議 事

森井指導官

ただ今より、第4回岡山県最低賃金専門部会を開催いたします。

参加者の皆様におかれましては、スマートフォン等音の出る機器につきましては、電源をお切りになるか、マナーモードにさせていただきますよう、よろしくお願いいたします。

定足数の確認について報告申し上げます。本日は、委員全員が御出席でございますので、最低賃金審議会令の定足数を満たしておりますことを報告いたします。

本日、御審議いただきます議題について説明申し上げます。

(1) 岡山県最低賃金額審議
でございます。

それでは、部会長よろしくお願いいたします。

片山部会長

皆様、本日も御苦勞様です。

それでは第4回岡山県最低賃金専門部会を始めさせていただきます。

本日の専門部会は、公労使の三者が揃い公開としています。ただし、議事の進行において二者協議となる場合があれば、その部分は、委員の皆さんの忌憚のない御意見をいただく必要があると考えますので、非公開といたします。

それでは、まず、本日までの他局の金額改定状況について、情報がありましたら事務局より情報提供をお願いします。

宮本室長

本日の午前中までに4局結審している局があります。

Aランク神奈川局、1,279円、プラス54円、目安通り 指定
発効

Bランク兵庫局、1,172円、プラス56円、目安通り 指定
発効

Bランク北海道局、1,131円、プラス56円、目安通り 法定
発効

Bランク岐阜局、1,121円、プラス56円、目安通り 法定
発効

以上です。

片山部会長

ありがとうございます。

ただ今、説明のありました他局の改定状況も参考としていただきたいと思います。

それでは、前回に引き続きまして金額審議に入りたいと思い

ます。

前回までの労使それぞれの金額提示額を確認しておきますと、労働者側が 64 円、使用者側が 44 円となっております。

前回の金額提示を経て、その後の労使の御意見を伺いたいと思います。

打合せの時間は必要でしょうか。

労働者側委員

お願いします。

片山部会長

何分ぐらい必要でしょうか。

労働者側委員

10 分ぐらい。

片山部会長

分かりました。

では、再開を 13 時 20 分とさせていただきたいと思います。

進行ですが、前回に引き続き、公労、公使の二者協議として進行したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(同意する声)

片山部会長

それでは、控室へ移動願います。

傍聴の方、報道機関の方も一旦退室をお願いします。全体会議再開の際は、改めてご案内いたします。

宮本室長

事務局で控室に案内いたします。

(各側、公益委員と個別協議実施)

片山部会長

それでは、これより公労使の全体会議を再開いたします。

先ほど、労使それぞれから金額提示がありました。

まず結論ですが、労側からは 61 円の提示がありました。一方で、使側からは 48 円の提示がありました。

では、簡単にそれぞれの理由を説明させていただきます。

まず、労側からは考え方として、相対的貧困ラインを念頭に置いた国際的水準からの乖離を意識して、一層の引上げを図る必要があるといった話がありました。

その国際的水準の一つに、E U 指令というものがあるのですが、その E U 指令の中の最低賃金の水準の適正さを評価する参照値として、賃金の中央値の 60%、もしくは、平均値の 50% が適正とされています。これを、岡山県に当てはめると、岡山県の

平均賃金が 2,397 円、この 50%が 1,198 円で、現在の岡山県の最低賃金は 1,047 円なので 44%程度になっており、6%以上、金額にして 151 円程度足りません。

もう一つの参照値は、賃金中央値の 60%とされているのですが、賃金中央値が 287,200 円で、この時間換算額の 60%は 1,229 円となり、現状の 1,047 円からはかなりの差があるため、相対的貧困ラインを考えると早期に改善しなければならない課題があると、そういった話がありました。

ただ、現実の問題として差が開きすぎているため、労側は地域間格差の是正に注目し、現在、全国の最低賃金加重平均の差が 2018 年から 2022 年の 5 年間に 2 円で収まっていたのが、2022 年度から 2025 年までの 4 年間で 5 円にまで広がっており、岡山の 47 都道府県の相対的地位がどんどん低下しているということでした。

一方で、使側の支払能力を見ると、負担が増えるのは理解ができるけれども、資料としていただいた、「パートタイム労働者の 1 求人当たりの募集賃金下限額」は 2026 年 5 月時点で 1,159 円、最賃との差は 112 円となっていることから、一定の人材確保のために賃金を上げていることがうかがえ、そういった点も踏まえ、47 都道府県の岡山の相対的地域間格差の是正をするためには、この 4 年間で広がった加重平均との差 5 円を B ランクの目安 56 円にプラスして、結論としては 61 円といった提示がありました。

次に、使側の数字 48 円の根拠ですが、中小、小規模事業の利益は上がっていないことや、消費者物価は以前ほど上昇していないことから、前回提示した 44 円が妥当であると考えるが、まだ労側との金額差があること、早期話し合いによる解決の観点から、岡山県の地場の状況を反映させた春季賃上げ妥結状況の岡山県経営者協会が発表している 2026 年の賃上げ率、県内企業の 2026 年の賃上げ率 4.55%を現在の最賃額 1,047 円に乘じると、48 円になることから、結論として 48 円の提示がありました。

結論として、労側は 61 円、使側は 48 円の提示といった状況です。

まだ、労使の意見には隔たりがある状況なのですが、今後の進行について何か御意見等ありませんか。

(特になし)

片山部会長

労使間協議であつたり、再度、金額提示をいただくとか、いろんなやり方があると思うのですが、何か意見がありましたら

お願いします。

労働者側委員 労使協議をさせていただきたいと思います。

使用者側委員 労使で協議しますか。

片山部会長 では、労使間協議に移るということによろしいでしょうか。

(同意する声)

片山部会長 では、労使間協議に移りたいと思います。
協議が終わりましたら、待機している事務局員にお声がけをお願いします。

(公益委員、傍聴人、報道機関退室)

(労使委員協議終了後、公益委員、傍聴人、報道機関入室)

片山部会長 全体会議を再開したいと思います。
それでは、労使協議の結果を報告していただきたいのですが、
まずは、労側からお願いできますか。

労働者側委員 最初に申しましたように、最終的には相対的貧困ラインの数字を上げていく、それから、近隣県の格差を埋めていきたいと考えていますので、我々としては目安額にプラスした金額にこだわりたいと思っています。ですので、目安プラス2円で提示したいと思っています。

片山部会長 58 円ということですね。

労働者側委員 58 円です。

片山部会長 ありがとうございます。
使用者から御報告はありますでしょうか。

使用者側委員 使側としましては、これまで述べてきたとおり、中小企業は支払能力に四苦八苦しているわけで、48 円がぎりぎりだと思っているのですが、早期決着という観点から目安額の 56 円を提示したいと考えています。

片山部会長 確認しますと、労使協議の結果、労働者側が 58 円、使用者側

が56円ということでしょうか。

それでは、今後の進行については、公益委員で協議をさせていただければと思います。

労側、使側の皆さん、お手数ですが、控室でお待ちいただきたいと思います。

それから、何度もお手数ですが、傍聴人、報道機関の方も退室をお願いします。

(労使委員、控室に移動)

(傍聴人、報道機関退室)

(公益委員協議終了後、労使委員、傍聴人、報道機関入室)

片山部会長

お待たせいたしました。それでは全体会議を再開します。

公益でいろいろ協議をしましたが、本日いろいろと御意見を聞かせていただきまして、もう少し公益の間で協議が必要であると考えています。ですので、審議を次回に持ち越したいと考えています。

次回、第5回専門部会においても各委員におかれましては、真摯な議論をお願いしたいと思います。

本日は以上をもちまして金額審議を終わりたいと思います。何か御意見はありませんか。

(特になし)

片山部会長

事務局から何かありませんか。

宮本室長

特にございません。

片山部会長

それでは、本日はこれを持ちまして、第4回岡山県最低賃金専門部会を終わらせていただきます。次回は、8月6日木曜日13時からピュアリティまきび3階の橘の間で開催しますので、よろしくお願いします。

お疲れさまでした。